

特定生産緑地（青梅市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定にもとづき、特定生産緑地を次のように指定する。

第1 種類および面積

種 類	面 積
特 定 生産緑地	約 0.36 ha

第2 指定を行う位置および区域

番 号	位 置	生産緑地 地区番号	面 積	申 出 基 準 日	備 考
			特 定 生 産 緑 地		
			新 規 指 定 区 域		
1	今井2丁目地内	241	約 2,400㎡	2025年12月1日	
2	野上町3丁目地内	421	約 550㎡	2025年12月1日	
3	河辺町9丁目地内	726	約 620㎡	2025年12月1日	